

角田市ウォーターP P P事業導入に関する
アンケート調査実施要領

令和7年10月

宮城県角田市

1 調査背景及び目的

角田市（以下「本市」という。）では、公共下水道事業において、限られた予算及び職員の範囲で下水道事業のより一層の効率化及び質の向上を図る必要があります。

本市では、維持管理から更新工事までを一体的に捉え、各事業のサービスレベルの維持・向上を目指すため、民間事業者に包括的な管理運営を委託すること（管理・更新一体マネジメント「更新支援型」）を検討していますが、市場の動向や民間事業者の意向等を把握し、今後の事業計画策定の基礎資料とするため、アンケート調査及びヒアリング調査（事業者等の皆様との対話）を実施します。

2 本調査の実施スケジュール

本調査の実施スケジュールは下記の通りを予定しています。

日程	内容
令和7年12月11日（木）	本調査の公表
令和7年12月25日（木）	アンケート調査票の提出締切
令和7年 1月中旬	対話日程 ※各社個別に調整
令和8年 2月上旬	結果概要の公表

3 ウォーターPPPとは

従来では、公共施設の維持管理は、自治体が行うか、または個別に業者へ委託してきましたが、人手不足や物価高騰に伴い、持続可能性の確保が難しくなってきています。

そこで、国はPPP/PFI手法を活用した公共施設維持管理の包括的民間委託を自治体へ採用するよう働きかけています。本市も上下水道事業に関するPPP/PFI手法であるウォーターPPPの導入可能性を検討しているところです。

ウォーターPPPは、対象となる公共施設を上下水道に絞り、コンセッション方式またはコンセッション方式に準ずる方式（管理・更新一体マネジメント方式）のいずれかで運用することになります。

＜コンセッション方式＞

- ・長期契約（10年～20年）
- ・性能発注（仕様発注と違い、目標値が明示されるがその過程・手順を明示しない）
- ・維持管理・修繕・更新工事に加えて利用料金の収受も含まれ、運営権が授与される。

＜管理・更新一体マネジメント方式＞

- ・長期契約（原則10年）
- ・性能発注（仕様発注と違い、目標値が明示されるがその過程・手順を明示しない）
- ・維持管理・修繕までが必須で、更新工事は含まれないパターンもある。
- ・利用料金の収受は含まれない（原資は自治体からの委託料など）。

詳細は国のHPをご確認下さい。

4 事業の概要等

別紙「事業概要書」をご確認ください。

5 本調査への参加について

本調査にご参加いただける場合は、「角田市ウォーターPPP事業導入に関するアンケート調査 調査票」をご記入いただき、ご提出をお願いいたします。

(1) 調査票

本市ホームページに、角田市ウォーターPPP事業導入に関するアンケート調査実施要領、事業概要書とともに、調査票を提示します。

(2) 調査票の提出

「角田市ウォーターPPP事業導入に関するアンケート調査 調査票」を提出期限までにご提出ください。

① 提出期限

令和7年12月25日（木） 17時まで

② 提出方法

電子メールにて以下のアドレスに送信をお願いします。

なお、件名には「アンケート調査 調査票提出」とご記載ください。

E-mail : jougesui@city.kakuda.lg.jp

③ 参加資格

以下のいずれかに該当する者が所属している企業とする。

- ・公益社団法人日本下水管路管理業協会認定の「下水管路管理総合技士」又は「下水管路管理主任技士」の資格を有する者。
- ・下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）第3条第1項の規定による「下水道処理施設管理技士」の資格を有する者。
- ・下記業務または工事のいずれかに関する5年以上の実務経験を有する者。

イ. 下水汚泥の処理場の維持管理業務

ロ. 下水管路施設の維持管理業務（点検調査、清掃、修繕に限る。）

ハ. 下水管路施設の建設・更生工事

ニ. 水道事業の維持管理業務

- ・下水管路施設の維持管理計画立案に関する業務の実績を有する者。

ただし、次のいずれかに該当する場合を除く

- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- ・会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生・再生手続き中の者。
- ・無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主宰者その他の構成員又は当該構成員を含む団体。
- ・宮城県暴力団排除条例（平成23年3月18日 条例第51号）第22条又は第23条に違反している事実がある者。

6 調査結果の公表

アンケートの結果については、後日ホームページで概要を公表します。
公表にあたっては、事前に各提出者に内容の確認を行うことがあります。
なお、アンケート提出者の名称並びに企業ノウハウに係る内容は、公表いたしません。

7 留意事項

(1) 調査に関する費用

調査に要する費用は、本調査への参加事業者の負担とさせていただきます。

(2) 調査への参加の取扱い

本調査への参加実績は、事業者選定における評価の対象とはなりません。また、ご回答内容について確認をさせていただく場合があります。

(3) ヒアリング調査へのご協力

本調査の内容を踏まえ、追加のヒアリング調査をお願いすることがあります。その場合、可能な範囲でご協力ををお願いいたします。

8 問い合わせ先

(1) 担当部署

角田市上下水道事業所

所在地：〒981-1592

宮城県角田市角田字大坊41

TEL : 0224-63-0135 FAX : 0224-61-2455

E-mail : jougesui@city.kakuda.lg.jp

ホームページ : <https://www.city.kakuda.lg.jp/>

(2) 本調査の委託会社

株式会社パスコ

東北事業部 技術センター 社会情報部 施設情報課

所在地：〒983-0864

宮城県仙台市宮城野区名掛丁205-1

TEL : 022-292-2992 FAX : 022-792-2660

E-mail : taadka1016@asco.co.jp

担当者：中田 岳志